

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年 11 月 12 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500336号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500016号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月

A社において、請求期間に賞与の支払を受けていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。

請求期間に係る賞与明細書は所持していないが、預金通帳(写)を提出するので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、A社から賞与の支払を受けていたと主張している。

しかしながら、B社は、請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について、いずれも賃金台帳等の資料がないため不明である旨回答及び陳述していることから、請求者の当該期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、請求者から提出されたC銀行(現在は、D銀行)の預金通帳(写)によると、平成17年1月25日から平成18年12月13日までの取引明細(請求期間を含む)について、入出金の履歴(26件分)がまとめて記録されているため振込みの詳細を確認することができない上、D銀行は、預金取引明細は10年以内のものまでしか発行することができず、入出金の履歴がまとめて記録されている箇所についても調査できない旨陳述していることから、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除の有無について、確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。